

ロシアによるウクライナへの侵略を強く非難する決議

ロシア軍は国際社会の懸命な努力にもかかわらず 2 月 24 日早朝（現地時間）、ウクライナへの軍事侵攻を開始した。以来、一般市民も巻き込んだ悲惨な状況が連日報道されている。

ロシア軍による侵攻は、ウクライナの主権及び領土への侵害である。このことは国連加盟国の主権、独立、及び領土保全の尊重、さらには武力による威嚇と武力の行使を禁止している国連憲章や国際法の一般原則にも違反する暴挙である。

これは、国際社会ひいては我が国の平和と秩序、安全を脅かすものであり断じて容認できない。

よって、本市議会は、ロシア及び協力国であるベラルーシに対し、ウクライナ侵略を強く非難するとともに、ロシア政府に対し、武力行使の即時停止と直ちにウクライナ領土から全ての軍隊を完全に撤退させること、及び国際法を遵守し平和的に対応することを強く求めるものである。

我が国に対しても在留邦人とともにウクライナ国民の安全確保、ウクライナの主権回復と平和の実現に向け、国際社会と緊密に連携し、制裁措置の徹底と強化を図るよう強く要望する。

以上、決議する。

令和 4 年 3 月 7 日

春日市議会